

出産育児一時金の改定について

1. 改定内容

産科医療補償制度等に加入している医療機関等で分娩した場合、出産育児一時金35万円に3万円を上限として加算する。(最高額38万円の支給となる)

2. 産科医療保障制度の概要

制度創設の経過

分娩にかかる無過失補償制度が必要であることから、平成19年12月に厚生労働省が財団法人 日本医療機能評価機構に制度の検討を委託。

平成20年1月に産科医療補償制度の報告書がまとめられる。

制度の目的

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設。

制度の運営

財団法人 日本医療機能評価機構が担当

産科医療補償制度の適用

平成21年1月以降に誕生した子どもから適用される

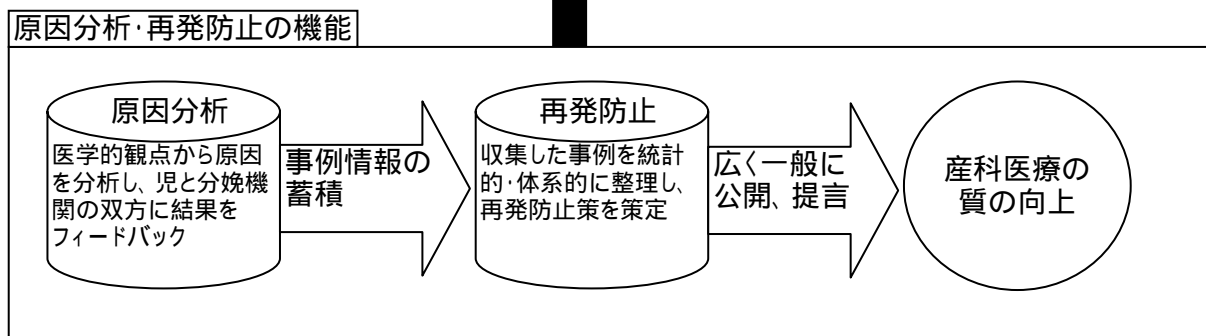
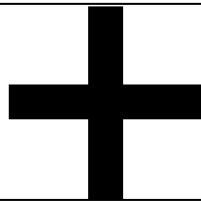
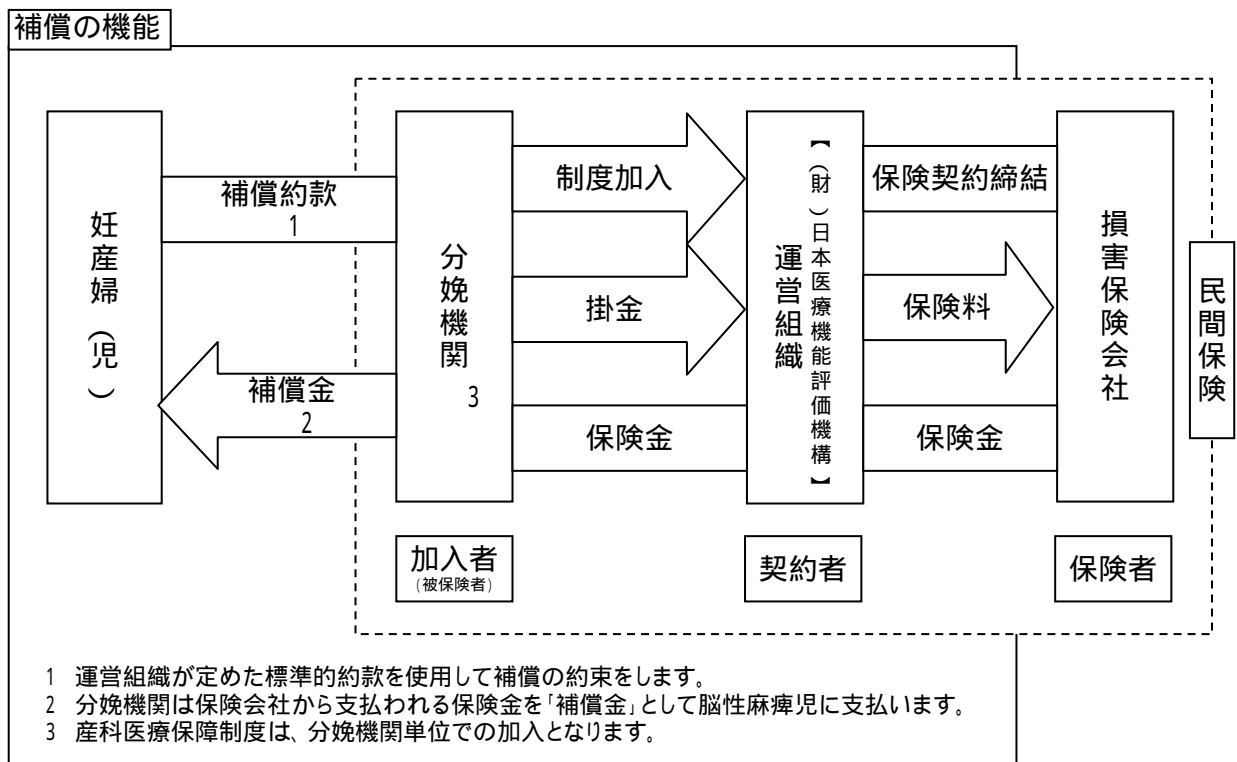
産科医療補償制度の加入状況(平成20年10月24日現在)

	病院・診療所			助産所			全体		
	全機関数	加入機関数	加入率	全機関数	加入機関数	加入率	全機関数	加入機関数	加入率
大阪府	165	143	86.7%	29	26	89.7%	194	169	87.1%
全国	2,842	2,719	95.7%	427	369	86.4%	3,269	3,088	94.5%

掛け金

1分娩あたり30,000円

3. 産科医療保障制度の仕組み



以上